調達仕様書

令和８年度

大阪市行政委員会事務局

目　　次

投開票集計システム用端末（本編）

1.　調達の概要 1
2.　買入物品等 1
3.　買入物品の仕様 1
3.1　導入スケジュール(概要) 1
4.　機器の導入方法 2
4.1　納入計画の策定 2
4.2　各作業における共通事項 2
4.3　機器の運搬・搬入 2
4.4　機器の納入 3
4.5　動作確認 3
4.6　納入後の納入物品（付属品等）の管理 4
5.　導入支援 4
5.1　納入前の支援内容 4
5.2　納入時の支援内容 4
5.3　納入後の支援内容 4
5.4　その他 5
6.　保守要件 5
6.1　保守概要 5
6.2　保守の内容 5
6.3　保守体制 6
6.4　保守部品 6
6.5　特記事項 6
7.　環境設定 7
8.　納入要件 7
9.　機密保護 7
10.　その他 7

投開票集計システム用端末（別紙１　導入機器の仕様）

1.　導入機器一覧 9
2.　端末 9
2.1　ハードウェア仕様 9
2.2　ソフトウェア仕様 9
2.3　端末に関する補足事項 10

3.　バーコードリーダ..... 10
3.1　ハードウェア仕様..... 10
3.2　バーコードリーダに関する補足事項..... 11

特記仕様書（別紙２～４）

別紙２　グリーン配送に係る特記仕様書..... 12
別紙３　公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書..... 13
別紙４　生成 AI 利用に関する特記仕様書..... 14

投開票集計システム用端末（本編）

１　調達概要

本仕様書は、投開票集計システム利用環境で使用するハードウェア（端末機器及び付属品等）とソフトウェア（マニュアルを含む）の買入、その納品作業及び保守作業に関するものである。

また、本仕様書には、買入するハードウェア等の詳細な仕様と数量、導入場所とスケジュール、納入場所における作業と支援内容、及び導入・保守に関する要件を記載している。

２　買入物品等

「１．調達の概要」に記載のハードウェア等について、指定場所への導入を行うこと。また、買入物品の利用に伴って必要となる物品（接続部品等）については、本仕様書の記載の有無に関わらず提供すること。なお、各ソフトウェアのライセンスに関しては、環境に対して最適な形態を選択すること。ただし、本市として購入したライセンスは製造元から本市に対し許諾されるものであり、本市がライセンスを所有するものとする。

※Microsoft Windows Server クライアントアクセスライセンス（CAL）、Microsoft Office 社のライセンス　など

※上記以外のソフトウェアで、機器にバンドルされているソフトウェアがある場合は、ソフトウェアの製品名、メーカ名、製品バージョン、製品エディションを明記した一覧を本市へ提出すること。

３　買入物品の仕様

導入する機器の仕様は、「別紙１　導入機器仕様」を参照のこと。

３．１　導入スケジュール（概要）

導入スケジュールを下記に示す。

本スケジュールをもとに、本市の業務状況を踏まえ、スケジュール詳細（日次）を作成し、提出すること。

なお、本スケジュールについて情勢等の変化により再考が必要となった場合は、協議の上対応を検討することとする。

納入場所	機　器　名	台数	納入時期	動作確認期間（＊１）	保守期間
本システム構築関係者の指定場所（＊２）	・端末 ・バーコードリーダー	50 台	契約日 ～ 令和９年２月５日	令和９年２月５日 ～ 令和９年２月 26 日	納品完了日から ５年間

＊１：動作確認期間とは、納入完了後、本市により順次動作確認を行う期間である。

＊２：納入場所については後日示すこととする（大阪府内の１箇所）。

４　機器の導入方法

４．１　納入計画の策定

納入予定物品に対する次の事項を明確化した文書を契約後２週間以内に提出すること。なお、文書に変更の必要が生じた場合は、速やかに文書の修正案等を提出し、本市と協議のうえ、承諾を得ること。

（１）納入体制

納入にあたっては、本市及びシステム開発業者との窓口となる専任体制を設置するとともに、その体制（参画する担当者とその役割、連絡先等を示すもの）を明確にすること。担当者のスキル及び人員については、機器（ハードウェア、ソフトウェア）の仕様を熟知し、本市及びシステム開発業者へ適切なコンサルテーションができるものとする。

（２）納入スケジュール

機器等の納入・設置に必要となる作業及びそれに伴う調整等についてのスケジュールを作成し、提出すること。

（３）納入物品一覧

納入物品の一覧を作成し、提出すること。

（４）機器仕様等

機器等の詳細仕様、重量、発熱量、電源容量等の資料を作成し、提出すること。

４．２　各作業における共通事項

（１）納入場所への搬入作業等については本市の指示する作業日（平日または休日）に行うこと。作業に際しては、作業予定日の２週間前までに作業計画書を作成し、本市に提出のうえ、承諾を得ること。

（２）納入場所への入退館、機器・部材等の搬出入については、納入場所の管理ルールや作業ルールに遵守し、その施設管理者の指示に従うこと。

（３）作業全般を通して、事前に本市及びシステム開発業者と調整のうえ、搬入経路や既設設備の確認等の現地調査を行うこと。

（４）納入場所へ各機器を搬入する前に、納入機器を使用して、初期不良検出確認を実施し、その結果を本市へ報告すること。また、初期不良を検出した場合は、対応策をあわせて提示すること。

（５）スケジュールについては、作業日決定後の変更もあり得るため、その際は本市の指示に従うこと。

４．３　機器の運搬・搬入

（１）機器（受注者が納入・用意するすべての機器）の運搬について、「別紙２　グリーン

配送に係る特記仕様書」に基づいたグリーン配送適合車を用いること。

（2）機器等の搬入にあたっては、本市及び関連保守業者が別途指示する搬入口及びエレベータを使用し、器物破損防止のために養生等を行うこと。万一、施設及び設備に損傷を与えた場合は、受注者において原状回復すること。

４．４　機器の納入

以下の分類に応じて作業を実施すること。

分類	作業
全般	・機器等に対して、保守対象機器であることを明示し、管理番号等を記載したシールを作成し、貼り付けること。 ・納入場所への納入等作業は本市の指示に従うこと。スケジュールについては変更もあり得るため、その際は本市の指示に従うこと。 ・納入時には、関連する機器やシステムとの接続に関する設定及び確認を実施すること。なお、拠点での作業効率を上げるため、納入場所でのソフトウェアのインストールは行わないこと。
端末機器	・マスタ作成時にはシステム開発業者と調整を行い、必要なソフトのインストールをすること。 ・マスタ機器からの複製及び差分セットアップ手順を作成し、これに従い複製セットアップと確認を実施すること。

（1）全ての作業対象ソフトウェアについて、納入場所への納入予定日２週間前までに導入手順書（インストール手順書）を作成・提出のうえ、ソフトウェアのインストール、設定作業及び動作確認を行うこと。

（2）搬入前にソフトウェアの導入を行う場合は、事前に本市と協議の上、承諾を得ること。

（3）セットアップや確認の状況を随時報告するものとし、問題が発生した場合は改善策を速やかに提示すること。

４．５　動作確認

（1）動作確認テストの項目については、各機器（ソフトウェアを含む場合はそれらも対象とする）の起動確認、終了確認及び正常動作確認並びに各機器間の疎通確認を行うことを基本とするが、その確認テストで実施する項目については、納入場所への機器設置予定日２週間前までに本市に提出すること。また、確認テストの結果の報告を機器設置完了後すみやかに本市に提出すること。

（2）本市が用意するソフトウェアについては、納入場所において動作確認を行うため、確認テスト期間を設けること。

（3）動作確認において、不具合などが発生した場合は、本市、システム開発業者と連携し、問題解決のため、速やかに対応すること。

４．６　納入後の納入物品（付属品等）の管理

各機器の納入時もしくは納入作業後において、次の内容を実施すること。

（１）ここで規定する納入物品(付属品等)とは、買入物品の付属品及び同時調達を行うソフトウェア(ライセンス含む)やマニュアルを指す。

（２）機器設置時において、明らかに必要のない梱包材、予備ケーブル・部品、ラック取付け金具などのハードウェア付属部品(未使用のものを含む)、本市が指定する部数以上のマニュアル等については管理対象外とし、機器納入業者において持ち帰ること。

（３）納入物品(付属品等)の整理及び格納作業については、納入場所等において実施すること。

（４）納入物品(付属品等)については、一覧を所定の様式にて本市に提出し、機器セットアップ作業終了後、本市及びシステム開発業者とともに確認を行うこと。

５　導入支援

５．１　納入前の支援内容

（１）納入物品について、システム開発業者による機能検証を実施する場合がある。機能検証にあたってはその支援を行うこと。なお、機能検証場所及び方法については、本市と協議の上決定することとし、日程については本市より別途提示する。

５．２　納入時の支援内容

（１）本市及びシステム開発業者等が行う各種設定作業、動作確認テスト及び疎通確認テストにおける立会いを行うとともに、質疑に対する問合せ対応を行うこと。

（２）本市及びシステム開発業者等の支援のもと、システムと関連のある機器との間の単体レベルでの疎通確認を行うこと。

（３）問題や障害の発生時においては、現地対応も含め速やかに対応すること。

５．３　納入後の支援内容

（１）機器納入後、本市及びシステム開発業者に対して納入物品に関する説明を行うこと。なお、日程については、本市から別途提示する。

（２）本市及びシステム開発業者等が実施する動作確認期間中に生じる質疑に対して、電話等での問合せ対応を随時行うこと。また、問題や障害に対しては、現地対応も含め速やかに対応すること。

（３）動作確認期間中においては、システム開発業者と協力のうえ、納入物品に対する技術サポートを随時実施すること。

５．４　その他

すべての作業において、本市の業務及び業務システム等に影響があることが想定される場合は、本市に対し、事前に明らかにし、協議のうえ本市の指示に従い実施すること。

６　保守要件

６．１　保守概要

システムが常に完全な機能を保つように、機器の障害時に必要な部品や代替機等を用意し、対象ハードウェア及びソフトウェアの保守作業を行うこと。保守作業にあたっては、本市のシステムに関連する事業者との円滑な協力体制を実現すること。なお、保守作業に関し、いかなるケースにおいても、本市に対して、別途費用を請求することはできない。

６．２　保守の内容

以下の作業を受注者の責任において確実に実施すること。なお、下記に示す内容は必須条件であり、これ以外の内容についても本市業務に影響を与えないよう必要に応じて実施すること。

（１）障害時の連絡対応、問診

（２）障害切り分け作業、障害時のオンサイト対応、必要に応じた部品交換、ネットワークを含む不良部位の切り分けを行うとともに、ハードウェア（マウス、キーボード、ハードディスク等を含む）の交換が必要な場合は、交換を行うこと。必要に応じてソフトウェアの回復および疎通確認を行うこと。また、他のシステム開発業者側に障害が起因する場合には、必要に応じ当該業者への連絡を行うとともに、正常な動作の確認まで責任をもって作業にあたること。

（３）予備品の用意

予備品を用意する等によりオンサイトでの迅速な保守対応を実現すること。

本市では、OS 等へのセキュリティパッチ適用を選挙時に本市のシステム構築関係業者が手動で行っているが、それに伴う障害発生時にはソフトウェア（受注者作業分）の回復および疎通確認を行うこと。

（４）ソフトウェアサポート

主にソフトウェアにおいて、本市が必要と認めた場合、以下のサポートを行うこと。

①CD-R 等の媒体によるソフトウェア、ファームウェア、ドライバ、パッチ等の改良版の提供

②マニュアル改訂版の提供

③保守、技術情報等の提供

④各種技術支援

６．３　保守体制

（１）保守関連窓口は、１ヶ所に集約することとし、その拠点は大阪市内もしくは近郊とすること。実際の保守作業実施にあたっては、その他の拠点でも可とする。

（２）各保守拠点には、常時保守要員が待機しており、修理、点検、保守、その他アフターサービスについて、適切かつ迅速な対応が可能であること。

（３）障害コール後、速やかに保守作業の対応（切り分け等）ができること。

（４）保守サービス受付は、５年間、平日９時～17 時 30 分での対応、当日訪問修理、パーツ保証とする。ただし、作業実施にあたっては本市の指示に従うこと。

（５）保守拠点には、常時保守部品（付属品、ソフトウェア等含む）を保有し、適切かつ迅速な対応が可能であること。

６．４　保守部品

保守部品（付属品、機器導入時のソフトウェア含む）を常時保有するとともに供給が可能なこと。

６．５　特記事項

（１）本市買入物品の全て（他社製のハードウェアおよびソフトウェアも含む）を保守対象とし、一つの窓口で対応すること。

（２）機器の正常稼動に必要な OS やソフトウェア等の Q&A 等の技術支援についても、本市からの依頼に基づき確実に実施すること。

（３）受注者決定後速やかに、提供する全ての買入物品の仕様について、本市にその仕様を文書及び電子データにて提出し、説明を行うこと。納入物品に同梱されていないマニュアル、技術資料等がある場合、同様に提示し、説明を行うこと。

（４）契約期間中に本市から各種協力依頼があった場合にはシステムの円滑な稼動に必要な限り迅速に対応すること。

（５）契約後速やかに、保守体制、サポート内容・方法について、本市に文書として提示すること。

また、ソフトウェア及びライセンス等にかかる本市が保有すべき関連部材等については、本市に提供すること。

（６）保守業務の遂行において、必要な機器・備品は受注者の責任で準備すること。

（７）セキュリティパッチの適用時における障害発生を事前に防ぐため、買入機器固有の問題(BIOS やデバイスドライバ等を事前にバージョンアップする必要がある等)があれば、当該セキュリティパッチ発表後可能な限り速やかに本市に報告すること。

（８）ハードウェア障害等により、ハードディスクの交換が必要になった際は、ハードディスクのデータ内容を完全消去し、復元不可能な状態にすること。作業完了後には、その作業実施を担保する証明書を発行すること。

（９）端末のディスク交換時の早期復旧を目的として、初期セットアップ後の端末 OS イメージのバックアップを取得し、媒体で納品すること。

(10) 窓口は、復旧に時間を要すると判断した場合には、直ちに電話又はメールにて対応状況・今後の予定を報告すること。また、復旧後は故障原因・対応内容等を報告すること。

(11) 機器設置後において組織改正等により本仕様書に示す設置場所に変更が生じた場合には、変更後の設置場所において保守作業を実施すること。

７　環境設定

導入機器にかかるアプリケーション等の設定はフルインストールを基本とする。なお、それに伴い、必要なパラメータに関する質問表を納入の２週間前までに提示することにより、その回答を受けることができる。

その上で別途、導入手順書（インストール手順書）を作成すること。また、導入手順書（インストール手順書）については、設置予定日の３日前までに作成の上、本市へ提出すること。

尚、本市指定のソフトウェアについては全て C:¥Program Files 配下にフォルダを作成し、インストールすること。

８　納入要件

本市の指定する納入場所への納入作業完了後、本市による納入状況検収を行う。

９　機密保護

本契約内で得た情報に関して機密保持を行うこと。

10　その他

本契約にあたっては、必ず別紙２～５の各特記仕様書の内容を遵守すること。

応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合（同等品の可否等を含む）は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受

付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

（提出先及び問い合わせ先）

大阪市北区中之島１－３－２０
大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課
メールアドレス　vg0008@city.osaka.lg.jp
電話　06-6208-8514　選挙課　中山・磯田

投開票集計システム用端末
（別紙１　導入機器の仕様）

１ 導入機器一覧

機　器	台数	備　考
端末	50	
バーコードリーダ	50	

２　端末

２．１　ハードウェア仕様

本体	アーキテクチャ	PC／AT 互換機
	形状	ノート型コンピュータ
	CPU	Core™ i5-1334U 相当以上
	メモリ	8G バイト以上
	SSD	内蔵型で 250G バイト以上
	光ディスク装置	有無は不問
	電源コンセントの形状	２極差込み型
ディスプレイ	形状	15.6 インチの TFT 薄型液晶
	解像度	総ドット数 1,366×768ﾄﾞｯﾄ 以上
	表示色	1,677 万色以上
ネットワーク		内蔵型で 1000BASE-T/100BASE-TX に対応していること（自動切換え）
マウス		光学式　2 ボタン（ホイールボタン付き）
キーボード		日本語キーボード　ﾃﾝｷｰ付も可
その他インターフェース		・内蔵型で typeA の USB 2.0×4 ポート以上(USB 3.0 との兼用可。付属物品による増設可) ・音声出力機能を搭載していること
バッテリー		停電等の緊急時において、安全にコンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ための時間を確保できる容量を搭載したもの
サポート		メーカー保証　５年、当日訪問修理（平日 9 時～17 時 30 分） パーツ保証

２．２　ソフトウェア仕様

ソ フ ト ウ ェ ア	数量	備　　考
Microsoft Windows 11 Pro 日本語版	各 1 (計 50)	
ウイルスチェックソフトウェア	各 1 (計 50)	
Office LTSC Professional Plus 2024 日本語版	各 1 (計 50)	
Microsoft Windows Server クライアントアクセスライセンス(CAL)	各 1 (計 50)	
Adobe Reader DC	各 1 (計 50)	

*SP のバージョン等詳細は大阪市へ確認すること。
*上記以外のソフトウェアで、端末にバンドルされているソフトウェアがある場合は、ソフトウェアの製品名、メーカー名、製品バージョン、製品エディションを明記した一覧を大阪市へ提出すること。

２．３　端末に関する補足事項

No.	補　足　事　項
1	パソコン本体、その他すべての付属品は、本市が指定するハードウェア及びソフトウェアの動作を保証すること。
2	パソコン本体及びその他すべての付属品は、中古品であってはならない。
3	パソコン本体及びその他すべての付属品は、本市が指定する場所に納入すること。
4	調達物品等に伴う（同梱されていない）マニュアル、技術資料等は、必要部数を提供すること。
5	納入に際して、梱包材、本市が不要と判断する付属品、マニュアル等を撤去すること。
6	工場出荷時の状態でNTFS形式によりフォーマットされていること。
7	本市が指定するソフトウェア以外はインストールしないこと。
8	各パソコンのソフトウェア仕様に記述されているパソコン関連OS、アプリケーションが稼動すること。
9	ソフトウェア仕様に記述されている関連OS、アプリケーションは、本市指定のパッチファイルもインストールすること。
10	ソフトウェアのサポートについては受注業者が契約を代行すること。
11	マウスは右手及び左手での使用に支障がない形状であること。
12	パソコン本体等に本市が指定する機器番号を貼ること。
13	ハードディスクの最初のドライブ名はCドライブであること。
14	光学ドライブにおけるCD-ROM機能は、BIOSの機能で利用を制限できること。
15	Microsoft社製品の購入について マイクロソフト社製品の購入については次に記載する政府機関向けライセンスプログラムを利用すること。 ・Select Plus for Government　など 「Select Plus for Government」を利用する場合は、落札後「大阪市の調達」としてマイクロソフト社に問合せを行い、必要な手続きを行うこと。 なお、本市の調達案件で初めて「Select Plus for Government」を利用する場合は、本市における主要パブリックカスタマー番号等（主要パブリックカスタマー番号、主要契約番号、EA契約番号）を確認し、マイクロソフト社とSelect Plus for Government契約を締結すること。 （連絡先） 日本マイクロソフト株式会社 パブリックセクター事業本部　公共・社会基盤統括本部 大阪市営業担当 電話番号: 03-4535-3677
16	ウィルスチェックソフトについては、 ・フリーソフト等ではなく、法人向けとして販売されている製品であること。 ・契約者の名称は「大阪市」、住所は「530-8201 大阪市北区中之島１－３-20」とすること。 ・パターンファイルを５年間更新する権利を有すること。 ・ウィルスやスパイウェアを検出することができ、リアルタイムスキャンに対応していること。 ・オフライン環境下で利用可能であり、メディア送付サービスやインターネットに接続した環境下にある端末等から最新のパターンファイルの提供を受けることのできるもの。
17	本市指定のソフトウェアは全て C:¥Program Files 配下にデフォルトフォルダ名称でインストールすること。
18	ハードウェア仕様に記述されているCPUは他社製品でも同等スペックであれば、認める。
19	CPUについて、マイクロソフト社のサポート（延長サポート含む）を受けることができるCPUであること。
20	端末については、同一製造メーカー・同一機種であること。
21	「大阪市グリーン調達方針」の基準を満たすこと。

３　バーコードリーダ

３．１　ハードウェア仕様

読取方式	レーザー方式　又は、2次元バーコード対応
インターフェース	USB接続

３．２　バーコードリーダに関する補足事項

No.	補　　足　　事　　項
1	バーコードリーダ本体及びその他すべての付属品は、中古品であってはならない。
2	調達物品等に伴う（同梱されていない）マニュアル、技術資料等は、必要部数を提供すること。
3	納入に際して、梱包材、本市が不要と判断する付属品、マニュアル等を撤去すること。
4	バーコードリーダ使用のための本仕様書に記述されているパソコン関連 OS にて使用可能であること。
5	ハードウェアならびにドライバソフトウェアのサポートについては、契約の代行を行うこと。
6	**「大阪市グリーン調達方針」の基準を満たすこと。**

投開票集計システム用端末
（別紙２～４　特記仕様書）

グリーン配送に係る特記仕様書

1　本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注　「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2　本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1)　大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2)　神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3　本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4　物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電　話：０６－６６１５－７９６５

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、当該業務について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（行政委員会事務局選挙部選挙課）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（行政委員会事務局選挙部選挙課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
  ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。